公　　告

支担官第141号
令和8年11月2日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　前 田　邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E06068	書籍移動，移動式書棚製造・設置，既存什器撤去搬出及び撤去物処分役務	仕様書のとおり	1式	首席指揮通信システム官	令和9年3月26日

2　入札方式　　一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件))
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

3　入札日時　　令和8年12月2日(水)　　9:30

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室　(A棟　15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

5　入札参加資格
(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法　　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7　保証金　　入札保証金　　免　除
契約保証金　　免　除

8　入札の無効　　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9　契約書の作成　　作成する。

10　契約条項　　役務請負契約条項　　(基本契約条項)
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　　(該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項　　(該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

11　その他付記事項
(1)　電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2)　電子入札は、　　令和8年12月1日(火)　　17:00　　を期限とする。
(3)　電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年11月9日(月)　　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4)　電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5)　任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　　(見積書提出先)
令和8年11月16日(月)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)　　大和：yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(6)　郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7)　入札説明会は実施しない。
(8)　予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(9)　落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12　本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30197)　　FAX:03-5269-3282　　服部：hattorisd@js.dss.mod.go.jp

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

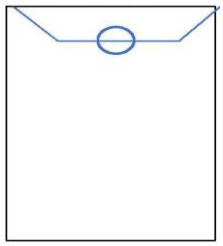
２回目

又は

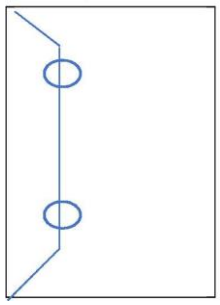
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和8年12月2日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E06068

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履行期限		令和9年3月26日	
			履行場所		首席指揮通信システム官	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
書籍移動，移動式書棚製造・設置，既存什器撤去搬出及び撤去物処分役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入 札 書 ・ 見積書

令和8年12月2日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26S1E06068

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和9年3月26日	
			履　行　場　所		首席指揮通信システム官	
件　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
書籍移動，移動式書棚製造・設置，既存什器撤去搬出及び撤去物処分役務	仕様書のとおり	式	1			
合　　計						

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書		
品 名 又 は 件 名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－６０４４
書籍移動，移動式書棚製造・設置，既存什器撤去搬出及び撤去物処分役務	作成年月日	令和８年１０月１９日
	改正年月日	―
	作成担当部課等	首席指揮通信システム官

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，68 号倉庫に保管されている通信関連等の書籍の E2 棟地下 1 階書庫への移動，E2 棟地下 1 階書庫内の既存書棚及び什器の撤去処分，E2 棟地下 1 階書庫への通信関連等の書籍を収容する移動式書棚の新規製造・設置に係る役務（以下“本役務”という。）について規定する。

1.2　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，契約時における最新のものとする。

また，法令等を除く引用文書に定める事項が，この仕様書と異なる場合は，この仕様書に定める事項が優先する。ただし，契約後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議する。

2　関連文書

a)　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

b)　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

c)　電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）

d)　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

e)　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令 52 号）

f)　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

g)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

h)　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

i)　その他関係法令及び規格

3　本役務に関する要求

本役務に関する要求は，次によるほか，細部は**調達要領指定書**による。

3.1　書籍移動，移動式書棚製造・設置，既存什器撤去搬出及び撤去物処分役務

契約相手方は，次の作業を実施する。

a)　68 号倉庫から E2 棟地下 1 階書庫への書籍移動

b)　E2 棟地下 1 階書庫における既存書棚及び什器の撤去処分

c)　E2 棟地下 1 階書庫における移動式書棚の新規製造及び設置

d)　E2 棟地下 1 階書庫から発生する撤去物の搬出及び適正処分

3.1.1　石綿含有建材調査

契約相手方は，本役務の実施に当たり建築物の改修，穿孔，アンカー撤去，その他石綿障害予防規則等に基づく事前調査が必要となる作業を行う場合は，関係法令に基づき石綿含有の有無に係る事前調査を実施すること。

なお，当該事前調査に要する費用は本役務に含む。

調査の結果，石綿含有建材の存在が確認された場合又はその疑いがある場合は，速やかに監督官へ報告し，以後の対応について協議する。

石綿含有建材の除去，封じ込め，囲い込みその他追加措置が必要となった場合の費用については，本役務には含まず別途協議するものとする。

3.2　作業工程

契約相手方は契約後，次の工程により作業を実施するものとする。

a)　現地調査

b)　移動式書棚配置計画の作成

c)　E2棟地下1階書庫の既存書棚及び什器撤去

d)　E2棟地下1階書庫の新規移動式書棚製造，搬入及び設置

e)　書籍移動

f)　清掃及び完了確認

3.3　遵守事項

a)　契約相手方は，本役務履行開始前に現地調査を実施し，搬入経路，室内寸法，設備状況，消防設備その他役務実施に必要な事項を確認するとともに，本役務に必要な各種調整，作業届，申請書類等の作成及び提出を遅滞なく実施すること。なお，作業に必要な工具，機材及び消耗品等は契約相手方が準備すること。

b)　契約相手方は，工程管理及び安全管理体制を整備し，監督官及び関係業者と十分な調整を行った上で，安全かつ円滑に作業を実施すること。また，作業責任者を定め，作業内容，作業員数その他必要事項を事前に監督官へ届け出ること。届出内容に変更が生じた場合は速やかに報告すること。

c)　作業従事者は，本役務の従事者であることが識別できる服装及び名札等を着用すること。また，作業に関係のない区域へみだりに立ち入らないこと。

d)　作業に際しては，既設建物，設備，什器その他施設に損傷を与えないよう必要な養生を実施すること。万一損傷を与えた場合は，直ちに監督官へ報告するとともに，契約相手方の責任及び負担により速やかに原状回復すること。

e)　特殊機材の使用，騒音作業，臭気作業又は火気使用を伴う作業を行う場合は，事前に監督官へ報告し承諾を受けること。

f) 作業に当たっては，周辺施設及び利用者に配慮し，安全対策，騒音対策その他公害防止対策を講じること。苦情等が発生した場合は，契約相手方の責任において誠意をもって対応すること。

g) E2 棟地下 1 階書庫における撤去物は，関係法令に基づき適切に分別，搬出及び処分すること。

h) 現地調査不足又は確認不足に起因する設置不能，配置変更，搬入経路変更その他追加作業に要する費用については，契約相手方の負担とすること。

3.4 管理事項

a) 養生類を使用し，作業を行うこと。

b) 作業責任者を配置すること。

c) 作業員に対し安全教育を実施すること。

d) 作業区域を適切に管理し，第三者災害防止措置を講ずること。

e) 作業期間中は監督官と密接に連絡調整を行うこと。

f) 作業終了後は清掃を入念に実施し原状回復すること。

4 監督及び検査

契約相手方は，監督官の指示に従い作業を実施する。

本役務完了後，次の事項について検査を受ける。

a) 書籍移動完了

b) 移動式書棚設置完了

c) 移動式書棚の正常動作

d) 配置計画図どおりの施工

e) E2 棟地下 1 階書庫の既存書棚及び什器の撤去処分完了

f) 作業場所清掃完了

5 秘密保全

a) 業務上知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。

b) 作業中に閲覧した資料等の情報を利用してはならない。

c) 官側が指定する保全措置を遵守すること。

d) 業務終了後においても同様とする。

6 提出書類

提出書類は，**表 1** による。

完了検査終了後，全てを綴った冊子及び電子データを監督官へ提出すること。

表 1 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	形態	備考
1	**現地調査報告書**	1	契約後速やかに	監督官	紙媒体及び	様式任意

2	**配置計画図**	1	調査後速やかに	監督官	電子データ	様式任意
3	**収納能力計算書**	1	配置計画提出時	監督官		様式任意
4	**作業計画書**	1	調査後速やかに	監督官		様式任意
5	**役務実施記録**	1	役務実施の都度	監督官		別紙様式
6	**工程表**	1	契約後速やかに	監督官		様式任意
7	**役務写真**	1	完了後速やかに	監督官		様式任意
8	**廃棄物処理関係書類**	1	完了後速やかに	監督官		様式任意（E2 棟地下 1 階書庫から発生する撤去物に係るもの）
9	**マニフェストの写し**	1	完了後速やかに	監督官		E2 棟地下 1 階書庫から発生する産業廃棄物処理実績がある場合
１０	**移動式書棚配置図（完成図）**	1	完了後速やかに	監督官		様式任意
１１	**完了報告書**	1	役務終了後速やかに	監督官		様式任意
１２	**納品書**	1	書棚搬入時	検査官		

7　その他

a)　この仕様書に示されない細部については，商慣習によるものとする。

b)　この仕様書に定めのない事項については監督官と協議するものとする。

c)　完了検査合格後 1 年間に契約不適合が認められた場合は，契約相手方の負担により速やかに補修又は交換を行うこと。

d)　68 号倉庫から E2 棟地下 1 階書庫への書籍移動は契約相手方が実施するものとし，E2 棟地下 1 階書庫内に現存する書籍の室内移動については官側が実施する。

e)　配置計画により収納能力，運用性，安全性等が確保される場合は，必要な収納能力その他該当する要求性能を満たす固定式書棚を併用して差し支えない。

f)　作業日時は監督官と協議のうえ決定する。

別紙様式

殿

年　　月　　日

契約相手方

責任者名

印

役 務 実 施 記 録

契約番号：

契約件名：

役務実施場所：

作　業 年月日	実施項目	作業内容	処置事項	作　業 実施者 署　名

上記のとおり確認する。

年　　月　　日

監 督 官

所　　属

階級氏名　　印

調達要領指定書	発簡番号	－
	調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ０６０６８
	調達要求年月日	令和８年１０月３０日
	作成部隊等	首席指揮通信システム官
	作成年月日	令和８年１０月１９日
品名		書籍移動，移動式書棚製造・設置，既存什器撤去搬出及び撤去物処分役務
仕様書番号		ＪＳＯ－２６－６０４４

指定事項
仕様書**第3項**に係る事項は以下のとおりとする。

１　役務概要

本役務は，68号倉庫からE2棟地下1階書庫への書籍移動，移動式書棚の新規製造・設置，E2棟地下1階書庫内の既存書棚及び什器の撤去処分について定めるものである。

２　履行期限

契約締結日から**令和９年３月２６日（金）まで**

３　役務実施場所

所在地，対象は下記のほか，別紙１のとおり。
(1) 東京都新宿区市谷本村町５－１，６８号倉庫
(2) 東京都新宿区市谷本村町５－１，Ｅ２棟地下１階書庫

４　作業時間

作業実施日については，官側と調整のうえ決定するものとする。
平　日：０８時３０分～１６時４５分（基準）

５　仕様に関する要求

(1) 契約相手方は，契約後に現地調査を実施し，移動式書棚の配置計画を作成すること。
(2) 配置計画は収納効率，安全性，維持管理性及び将来の運用性を考慮したものとすること。
(3) 配置計画は監督官へ提出し確認を受けること。
(4) 消防法その他関係法令を遵守すること。
(5) 連結散水設備の有効散水に支障を及ぼさない計画とすること。
(6) 避難動線及び設備点検動線を確保すること。
(7) 配置計画に係る法令適合性確認は契約相手方の責任とすること。

６　移動式書棚の仕様等

(1) E2棟地下1階書庫に設置する移動式書棚は，新品の複式移動書架相当とし，別表1「移動式書棚要求性能表」に示す要求性能を満たすものとする。
(2) 契約相手方は，契約後に実施する現地調査の結果に基づき，移動式書棚の仕様，数量及び配置を計画すること。
(3) 移動式書棚は，68号倉庫から搬出する書籍を収納可能な収納能力を確保するものとする。
(4) 契約相手方は，書籍の数量，寸法，形状及び現在の収納状況を現地調査により確認し，必要となる有効収納延長，棚段数及び移動式書棚の数量を算定すること。

(5) 移動式書棚の操作方式は，別表1「移動式書棚要求性能表」によるものとし，安全かつ円滑に操作できるものとする。
(6) 棚板は，収納する書籍の重量に耐える十分な強度を有し，通常の使用において著しいたわみ，変形その他使用上の支障が生じないものとする。
(7) 移動式書棚は，製造者が定める標準仕様及び施工要領に従って設置するとともに，関係する日本産業規格その他適用可能な規格に適合するものとする。
(8) 移動式書棚の設置に当たっては，地震時の移動，転倒，脱輪その他の危険を防止するため，設置場所の構造及び床の状況に応じた耐震措置（脱輪防止及び転倒防止措置を含む）を講ずること。
(9) 配置計画は，収納効率，安全性，操作性，維持管理性及び将来の運用性を考慮するとともに，必要な通路幅，避難経路及び設備点検経路を確保すること。
(10) 移動式書棚の配置及び高さは，別図2「E2棟連結散水設備の散水ヘッド位置図」に基づく，連結散水設備の有効散水を妨げないものとし，連結散水設備の散水ヘッド，照明器具，感知器，配管その他既設設備との必要な離隔を確保すること。
(11) 契約相手方は，配置計画図，仕様書，収納能力計算書及び必要な安全性確認資料を監督官へ提出し，確認を受けた後に製作又は発注及び設置作業に着手すること。
(12) 設置後は，水平調整，固定状態，安全装置，移動及び停止，その他各部の作動状況を確認し，異常がない状態とすること。

7　部　材

(1) 使用する材料及び部材は新品とする。
(2) 現場搬入時に監督官の検査を受け，合格したものを使用するものとする。
(3) 必要な固定金物，アンカー，調整部材等を含むものとする。

8　その他

(1) 本仕様書に定めのない事項について，監督官と協議の上，その指示に従うこと。
(2) 移動式書棚の最低要求性能は，別表 1「移動式書棚要求性能表」によるものとする。
　設置数量及び配置の細部は，契約相手方が実施する現地調査，収納能力の算定結果及び配置計画に基づき決定するものとし，事前に監督官の確認を受けること。
(3) 移動式書棚の配置は，契約相手方が現地調査，収納能力の算定及び関係法令への適合性確認を行った上で配置計画を作成し，その計画を配置計画図として監督官へ提出し，確認を受けること。
　なお，配置計画により収納能力，運用性，安全性等が確保される場合は，移動式書棚と同等の性能を有する固定式書棚（同等以上の収納能力を有するもの）を併用して差し支えない。固定式書棚については，別表 1「移動式書棚要求性能表」に定める要求のうち，操作方式，移動機構，脱輪防止装置その他移動式書棚固有の要求は適用しないものとし，収納能力，棚板強度，耐震性，通路，消防設備との離隔その他該当する要求を満たすこと。
　監督官による確認は，契約相手方の設計，法令適合性及び施工上の責任を免除するものではない。
(4) 役務完了時に動作確認試験を実施し，監督官の確認を受けること。
(5) 官側が参考資料として提示する別紙 2「参考配置図」は，配置計画の参考イメージを示すものであり，特定の配置案，レイアウト又はメーカー製品を指定するものではない。
　契約相手方は契約後に現地調査を実施し，収納能力，運用性，維持管理性，安全性及び消防法その他関係法令への適合性を考慮した上で最適な配置計画を作成すること。

なお，参考配置図に示す配置に限定されるものではなく，仕様書，調達要領指定書及び別表 1「移動式書棚要求性能表」に定める要求事項を満足する範囲で，契約相手方の提案による配置を認めるものとする。

(6) 書籍移動に必要な梱包資材は契約相手方が準備すること。

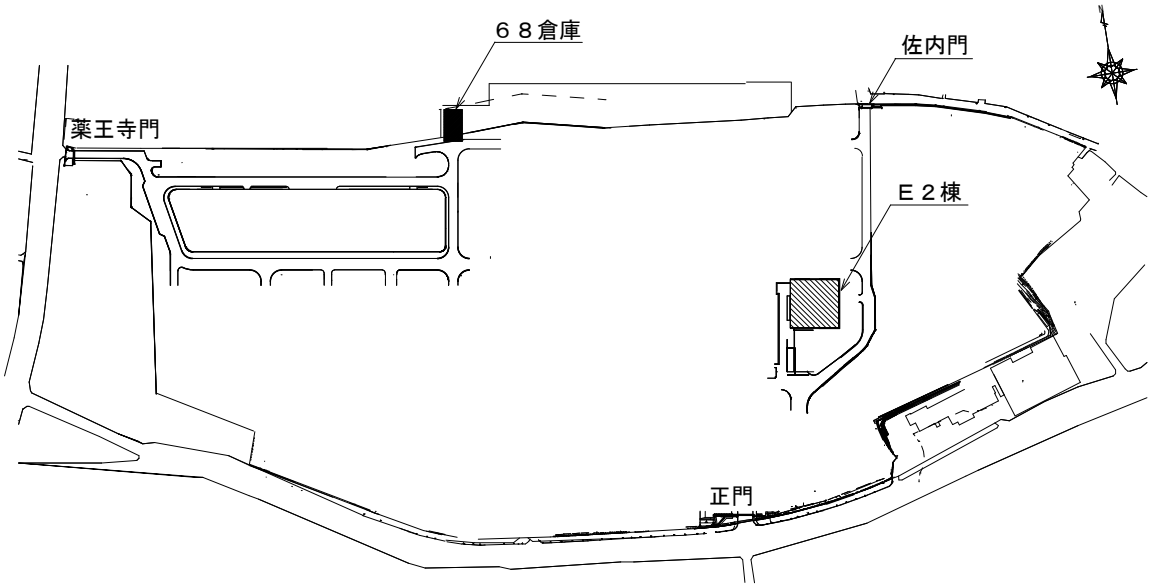
(7) 搬出入経路及び指定仮置き場所に必要な養生は契約相手方負担とすること。

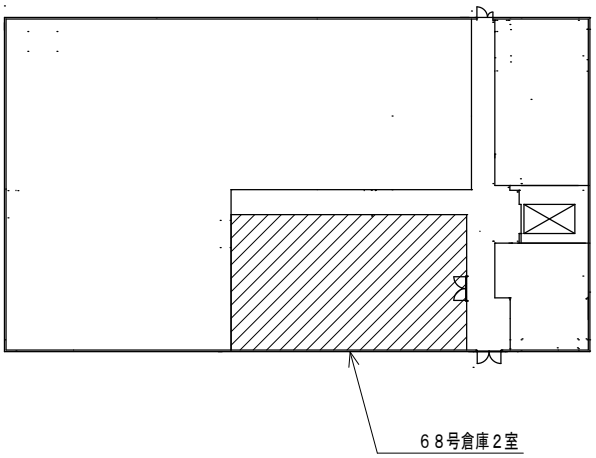
(8) E2 棟地下 1 階書庫から発生する撤去物は，別図 1「E2 棟撤去対象数量表」に基づき算定し，この処分費を含むこと。

(9) 作業完了後は清掃を実施し，作業場所を原状回復すること。

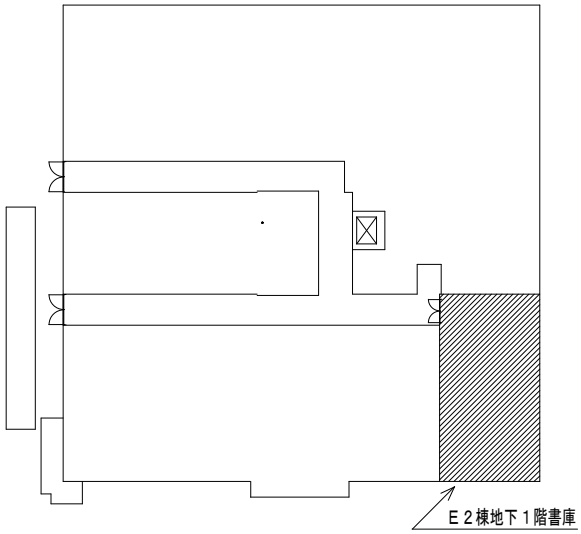
(10) 契約相手方は，既存設備の寸法，書籍数量，解体対象物の数量，寸法，搬出方法，搬出入経路，指定仮置き場所及び設置場所の現況を現地確認の上，見積を行うものとする。現地調査不足による設置不能，配置変更，搬入経路変更等に伴う費用については契約相手方の負担とし，追加費用は認めない。

案 内 図　　別　紙　1





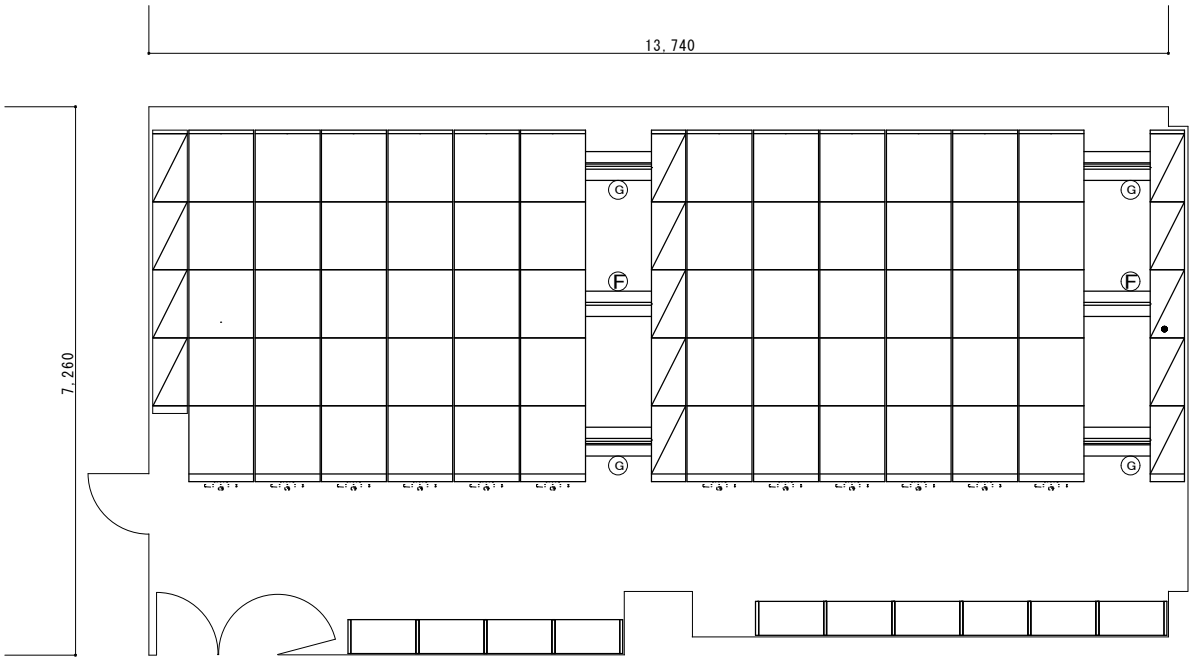
６８号倉庫１階平面図



Ｅ２棟Ｂ１階平面図

参考配置図　　別　紙　2

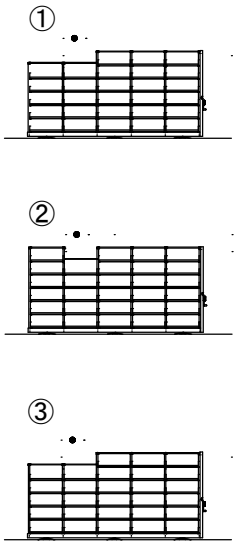
本図（A案，B案）は参考イメージであり，契約後の配置計画を指定するものではない。
契約相手方は契約後の現地調査結果に基づき最適な配置計画を立案するものとする。

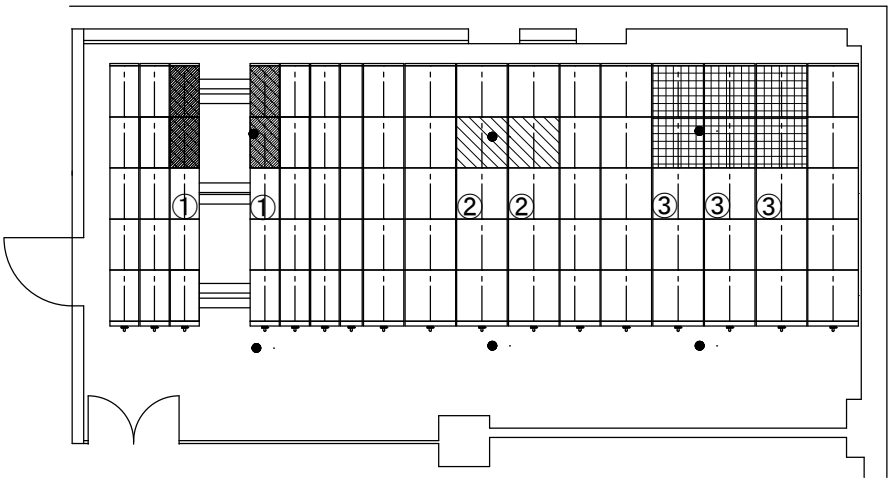


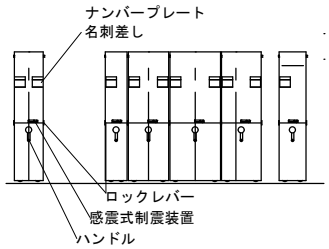
凡 例
- 移 動 棚
- 固 定 棚
- 平置棚（ＴＭ型），固定式書棚（壁付きラックを含む）
- Ⓖ ガイドレール
- Ⓕ フラットレール

参考資料１　移動式書棚参考配置図（A案）

連結散水設備の有効散水を妨げないような高さや配置をすること。
扉の開放に支障を与えないようにすること。







凡 例
- 段落ち箇所を示す
- 段落ち箇所を示す
- 段落ち箇所を示す
- スプリンクラー位置を示す

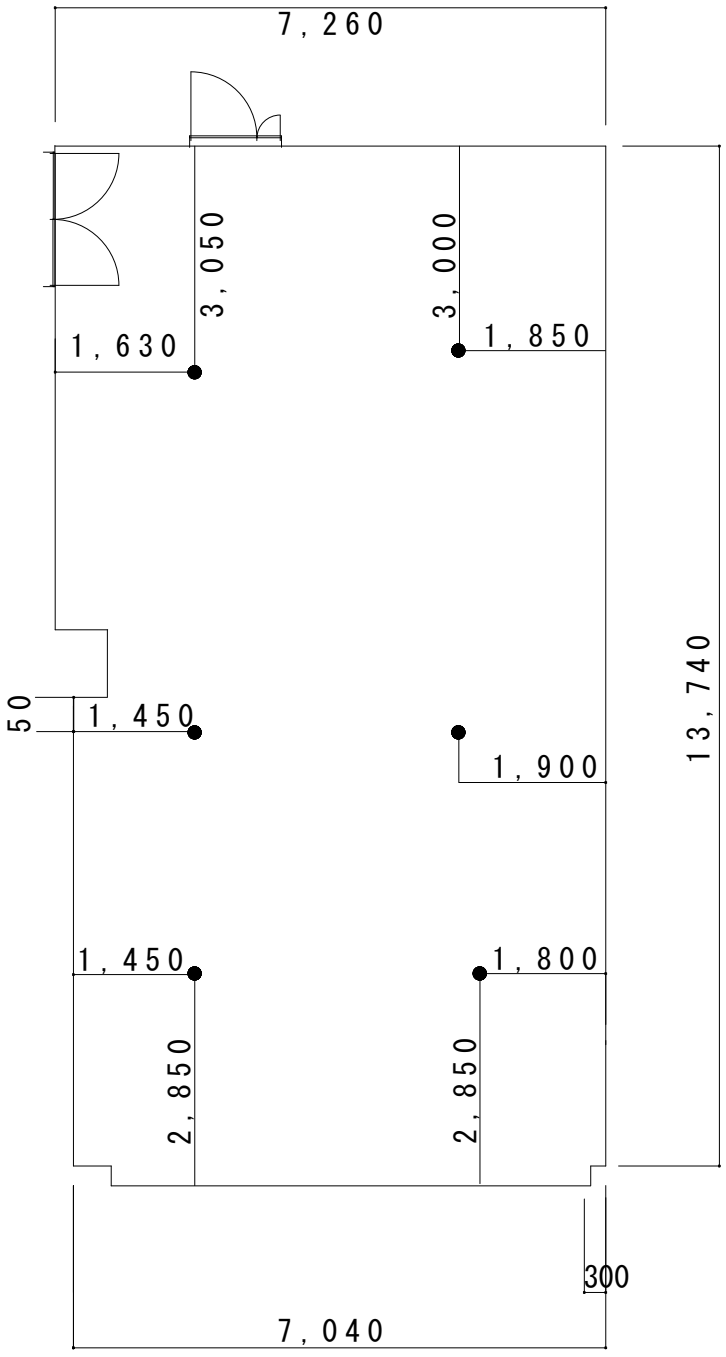
参考資料２　移動式書棚参考配置図（B案）

連結散水設備の有効散水を妨げないような高さや配置をすること。
扉の開放に支障を与えないようにすること。

移動式書棚要求性能表　　別　表　1

項　　目	寸　　法
品　　名	移動式書棚
形　　式	複式移動書架相当
操作方式	操作方式はハンドル式とし，安全装置を備え，通常の使用において安全かつ円滑に操作できること。
収納対象	書籍，製本資料，ファイルその他官側が指定する資料。
収納能力	68号倉庫から搬出する書籍の全量を収納できること。契約相手方は現地調査により書籍量を確認し，収納能力算定書を作成のうえ監督官へ提出し，収納能力を確認できるものとすること。
収納能力の確認	契約相手方が現地調査を行い，有効収納延長，棚段数及び設置数量を算定すること。
有効収納延長	契約相手方は，68号倉庫に収納されている書籍の総収納延長を，現地調査により計測し，その全量を収納できる有効収納延長を確保すること。
棚　　板	収納する書籍その他資料の重量に十分耐えられる強度を有すること。 また，通常の使用において著しいたわみ，変形その他使用上の支障が生じないものとする。
棚板の調整	収納物の寸法に応じて棚板高さを調整できること。
安全装置	操作時の挟まれ，衝突，暴走その他の危険を防止する機能を有すること。
耐震措置	脱輪防止装置及び転倒防止措置を有すること。
通　　路	操作，書籍の出し入れ，避難及び設備点検に必要な幅を確保すること。 労働安全衛生規則第543条 通路幅:80cm以上を確保すること。
消防設備	連結散水設備の有効散水を妨げず，感知器その他消防設備の機能に支障を及ぼさないこと。消防法その他関係法令を遵守すること。
既設設備との離隔	照明器具，配管，ダクト，消防設備その他既設設備との必要な離隔を確保すること。
適用規格	関係する日本産業規格並びに製造者の標準仕様及び施工要領に適合すること。
仕 上 げ	防錆性及び耐久性を有し，通常の使用に適した仕上げとすること。
品質保証	完了検査合格後1年間の保証を有すること。
提出資料	収納能力計算書

E2棟　連結散水設備の散水ヘッド位置図　　別　図　1



凡　例	
●	連結散水設備ヘッド ＦＬ＝ ２６４０
	ＬＥＤ ＦＬ＝ ２７００

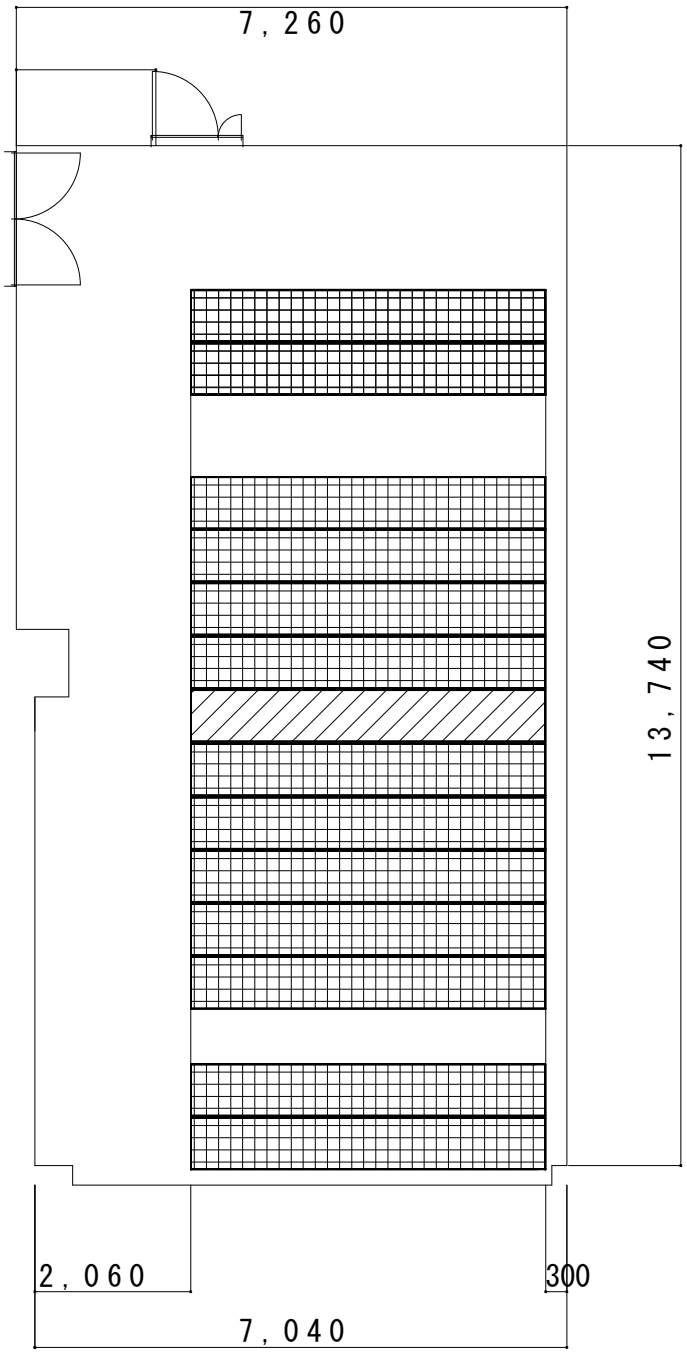
１．連結散水設備の有効散水を妨げないこと。

２．感知器その他消防設備の機能に支障を及ぼさないこと。

３．消防法その他関係法令を遵守すること。

※高さ寸法は既設調査結果による。

E2棟　撤去対象数量表　　別　図　2



凡　例	
	移動式書棚 670×4680
	固定式書棚 670×4680

品　　目	寸　　法	列	棟
移動式書棚（日本ファイリング社製）	W4680×D670× H2330	１３列	Ｅ２棟
（付属品）　背ブレース	ー	ー	
（付属品）　天レール	ー	ー	
（付属品）　床置きレール	ー	ー	
固定式書棚（日本ファイリング社製）	W4680×D670× H2330	１列	Ｅ２棟
その他什器（ロッカー，机，椅子，水入れタンク等）	要現地確認	有	Ｅ２棟